

詳細版

石巻市 復興公営住宅 事前登録のご案内



吉野町一丁目イメージ図↑
(共同住宅)



新渡波イメージ図→
(戸建・長屋住宅)



目次

1. 復興公営住宅について	1ページ
2. 事前登録制度の概要	2ページ
3. 登録申込みから入居までの流れ	4ページ
4. 登録申込み方法	6ページ
5. 登録決定方法	8ページ
6. 抽選における優遇措置	10ページ
7. 抽選	12ページ
8. ペット共生住宅	15ページ
9. 全体位置図及び一覧表	16ページ
10. 位置図及び概要	18ページ
11. 共同住宅の間取り	33ページ
12. 設備仕様	38ページ
13. 家賃	40ページ
14. 家賃以外の経費	50ページ
15. 申込書類及び記入例	51ページ
16. 登録受付窓口	54ページ
17. Q&A	55ページ

1. 復興公営住宅について

東日本大震災により、お住まいが全壊または大規模半壊・半壊で解体を余儀なくされた方で、自立再建が困難な方々のために復興公営住宅の整備を進めております。

～石巻市復興公営住宅の入居に関する考え方～

市民の皆様が安全で安心して住むことができるまちづくりを進めていくため、次の配慮を実施してまいります。

1. 市全体の安全を最優先に考えます。

市全体の安全を確保するため、河川堤防や高盛土道路などの津波防御施設の整備が必要です。そのため、被災時に津波防御施設用地にお住まいだった方は、優先的に登録を決定いたします。

2. 被災前のコミュニティに配慮します。

被災時に居住していた地域に建設される復興公営住宅への入居を希望される方を優遇いたします。

地元に戻って、昔の仲間達と暮らしたいなあ…



3. 新しいコミュニティに配慮します。

仮設住宅で知り合った新しい仲間達と暮らしたいなあ…

仮設住宅における新しいコミュニティや親戚、知人等と一緒に申込めるグループ入居（2～10世帯）を実施いたします。



2. 事前登録制度の概要

(1) 復興公営住宅への登録

- ① 復興公営住宅への入居を希望される方に対し、可能な限り復興公営住宅の詳細な情報を事前にお知らせし、移転先を登録していただく制度です。
- ② 移転場所や入居時期等を把握できることで、再建に向けた準備を行うことができます。ただし、募集戸数を超える申込みがあった住宅は抽選となります。

(2) 事前登録制度の流れ

入居するためには、まず登録が必要です！

希望する復興公営住宅へ登録申込みをしましょう

先着順ではありません。



全体の登録申込み状況を公表します

変更される場合は、変更登録申込みをしましょう
(変更されない場合は手続き不要です)

募集戸数に達しない場合

募集戸数を超えた場合

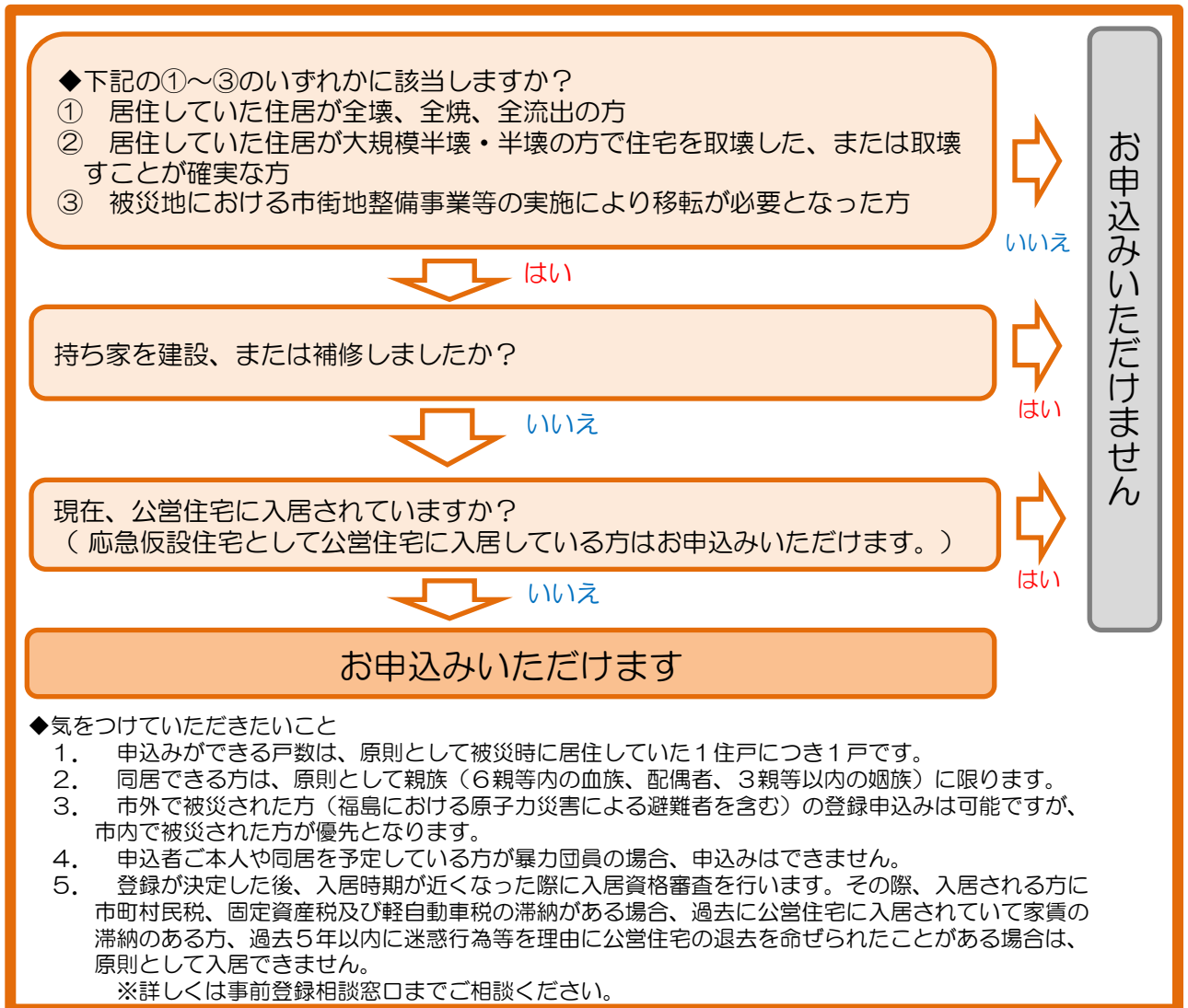
登録決定となります

抽選により登録決定となります

2. 事前登録制度の概要

(3) 登録申込み資格

下図の流れに沿って、復興公営住宅の登録申込み資格の有無をご確認ください。



(4) 登録申込みの方法・期限

「登録申請書」に必要事項を記入し、添付書類と一緒に市役所3階事前登録相談窓口、各総合支所地域振興課、または出張登録会へご持参ください。

なお、お越しいただけない場合は郵送でも申込み可能です。

※出張登録会については54ページをご覧ください

提出期限：平成25年11月29日（金）必着

(5) 登録申込みにあたっての注意

原則として、り災証明書に記載されている世帯単位での登録となります。

ただし、やむを得ない事情により、り災証明書に記載されている世帯員と異なる場合は、事前登録相談窓口までご相談ください。

3. 登録申込みから入居までの流れ

(1) 事前登録手続き

①住宅登録申込み受付

(9月17日
～11月29日)

- ◆申請書に必要事項を記入いただき、市役所3階事前登録相談窓口、各総合支所地域振興課、または出張登録会にて、登録申込みを行ってください。(郵送での登録申込みも可能です)

②

・住宅登録申込み状況の公表
・追加計画公表
(1月中旬)

- ◆登録申込み状況を住宅・型別毎に公表します。また、住宅の追加計画の公表を予定しております。この登録申込み状況等をご確認のうえ、登録申込み内容の変更についてご検討ください。

③住宅変更登録申込み受付

(1月中旬
～2月下旬)

- ◆登録申込み内容について変更がある方は、変更登録申込みを行ってください。

※変更されない場合は、手続き不要です。

④

・登録決定通知書送付
・抽選番号通知書送付
(3月上旬～中旬)

- ◆登録申込みが募集戸数に達しない場合は、「登録決定通知書」を送付します。
- ◆登録申込みが募集戸数を超えた場合は、「抽選番号通知書」を送付します。

⑤抽選

(3月下旬)

- ◆募集戸数に対して登録申込みをされた方が多数の場合、抽選により登録者を決定します。
- ◆抽選において優遇措置に該当する世帯に対しては、それぞれの優遇項目に応じた抽選倍率を付して行います。

⑥結果通知

(3月下旬)

- ◆抽選結果により登録決定者となった方には、「登録決定通知書」を送付します。
- ◆補欠登録者となった方には、「補欠登録決定通知書」を送付します。
- ◆抽選にはずれた方には、「抽選結果通知書」を送付します。

登録決定

3. 登録申込みから入居までの流れ

◆入居日が近くなりましたら、登録決定された方へ入居手続きのご案内をします。

(2) 入居手続き

① 入居資格審査及び家賃決定

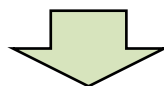
入居資格審査では、必要な書類を提出いただき、入居の決定をいたします。入居を予定している方で、下記に該当する方がいる場合は、原則として入居できません。

- 市町村民税、固定資産税及び軽自動車税の滞納がある方
- 過去に入居していた公営住宅で家賃等を滞納している方
- 過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- 暴力団員の方



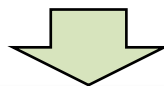
② 入居契約準備

入居資格審査において「入居予定者決定通知書」の交付を受けた方は、入居契約となります。



③ 入居契約

入居にかかる請書等を提出していただきます。



④ 入居説明会

入居に関し、重要事項の説明となりますので、必ず参加してください。入居説明会の内容は以下のとおりです。

- 入居許可書の交付
- 鍵の引き渡し
- 駐車場の申込み手続き
- 住宅管理人の決定



入 居

4. 登録申込み方法

◆事前登録は希望住宅名及び型別（間取り：LDK）単位での登録申込みとなります。（部屋及び階数の指定はできません）

(1) 住戸の種類

住戸の種類		申込みができる世帯
優先住戸（※3）		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者世帯（※1） 高齢者世帯（75歳以上のみで構成される世帯） 要介護者世帯（介護認定「要支援1」以上を含む世帯）
車いす住戸		<ul style="list-style-type: none"> 車いすを常時使用されている方（※2）
一般住戸	1LDK	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人数が1人以上
	2LDK	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人数が2人以上
	3・4LDK	<ul style="list-style-type: none"> 世帯人数が4人以上

- ※1 身体障がい：身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 知的障がい：宮城県療育手帳交付要綱第1条に定めるA、またはBに該当する程度
 精神障がい：精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級から3級までのいずれかに該当する程度、または同法別表第1号表の3に定める第1款症に該当する程度
- ※2 原則として、①②のいずれかに該当する方し、自立された生活を営まれている方
 ①障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者でその障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級に該当する方で車いすを常時使用している方
 ②戦傷病者特別救護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の第2項症以上の下肢に該当する方で車いすを常時使用している方
- ※3 募集戸数を超えた場合は、抽選となります。

(2) 優先住戸の設定（全体の2割程度）

低層階及びエレベーター近くに「優先住戸」（障がい者世帯用、高齢者世帯用、要介護者世帯用）を設定します。

※「優先住戸」以外の住戸を、「一般住戸」とします。

（住棟の配置イメージ）

7階	一般	一般	一般	一般	エレベーター	一般	一般	一般	一般
6階	一般	一般	一般	一般		一般	一般	一般	一般
5階	一般	一般	一般	一般		一般	一般	一般	一般
4階	一般	一般	一般	一般		一般	一般	一般	一般
3階	一般	一般	一般	一般		一般	一般	一般	一般
2階	一般	一般	優先	優先		優先	優先	一般	一般
1階	優先	優先	優先	優先		優先	車いす	優先	優先

車いす住戸は、車いす利用者が生活しやすいよう、キッチン、洗面所、浴室等の設備に関して、配慮した設計を行っています。

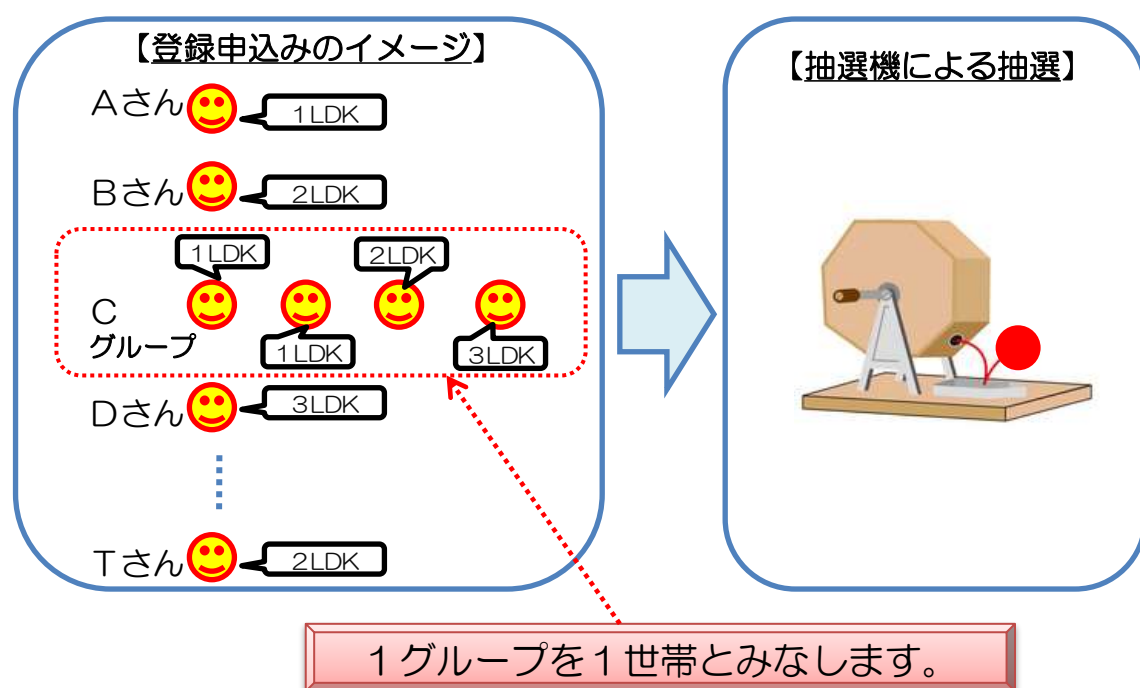
4. 登録申込み方法

(3) 申込み単位

申込み単位	内容
個別申込み	1世帯での申込み
グループ申込み	2～10世帯のグループでの申込み

(4) グループ申込み

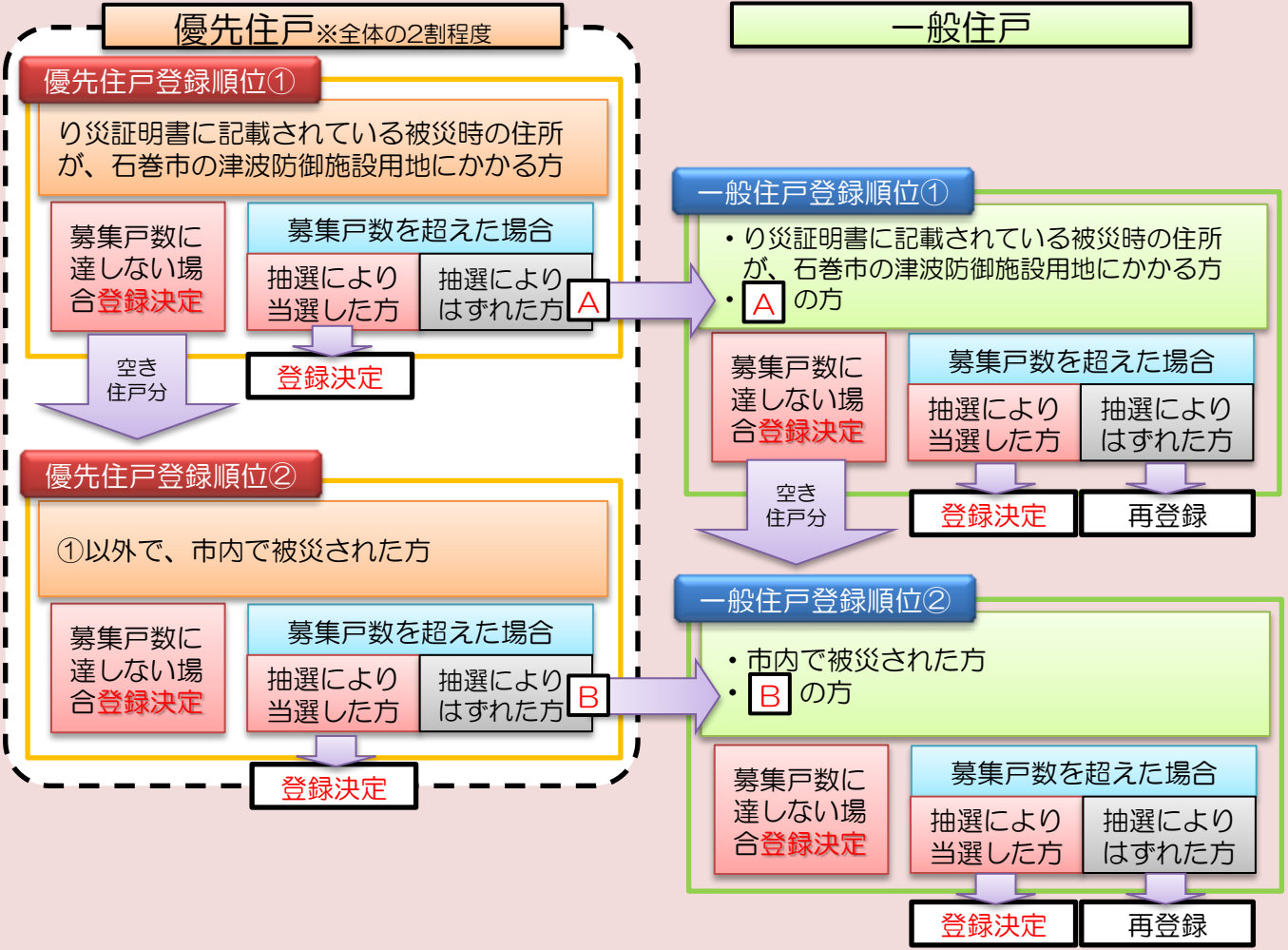
- ① 知人、親戚等の2～10世帯のグループを組み、登録申込みしていただくものです。
- ② 前ページ(1)の「優先住戸」、「車いす住戸」を含めたグループ申込みはできません。
- ③ 個別申込みと同様に部屋の指定はできません。隣同士等の希望には沿えませんのでご了承ください。
- ④ グループ申込みにおける抽選時の取扱い
 - ・グループ申込みは、1グループを1世帯とみなし、個別申込み世帯と一緒に抽選します。
 - ・1グループ全世帯が同時に入居できる型別(1LDK等)に空きがない場合、そのグループの全世帯が落選となります。
 - ・抽選における優遇措置については【10、11ページ】をご覧ください。



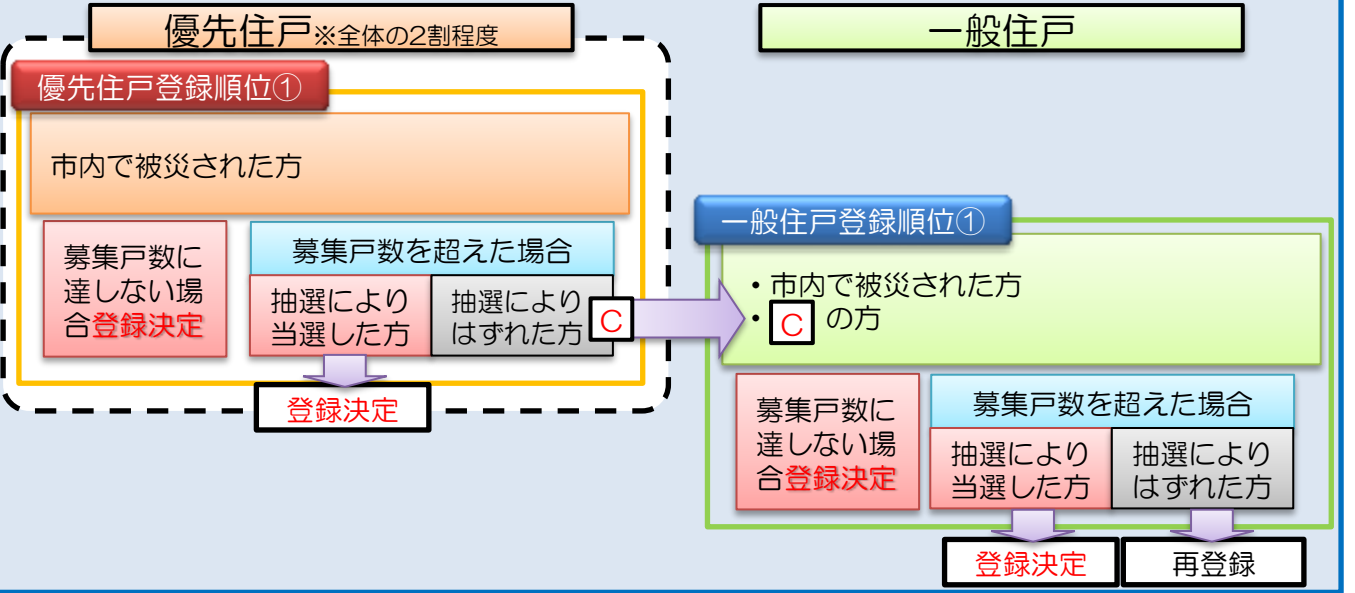
5. 登録決定方法

早期に入居が可能な住宅について、津波防御施設用地にかかる方の登録決定を優先します。

「津波防御施設用地提供者優先」がある住宅（早期に入居が可能な住宅）の登録決定順位
 ※優先の有無については、位置図及び一覧表（16、17ページ）をご覧ください。



「津波防御施設用地提供者優先」がない住宅の登録決定順位
 ※優先の有無については、位置図及び一覧表（16、17ページ）をご覧ください。



※復興公営住宅用地を提供される方は、条件により最優先となります。
 ※市外で被災された方の登録決定は、市内で被災された方の登録決定後となります。

5. 登録決定方法

登録決定の例

(例)

「津波防御施設用地提供者優先」が適用される場合

- ・募集戸数 20戸 (内訳：優先住戸3戸、一般住戸17戸)
- ・登録申込み数 30世帯 (内訳は下表のとおり)

優先住戸の登録申込みは、

- ・障がい者世帯
 - ・高齢者世帯
 - ・要介護者世帯
- のみ可能となります。

一般住戸17	一般住戸9
一般住戸16	一般住戸8
一般住戸15	一般住戸7
一般住戸14	一般住戸6
一般住戸13	一般住戸5
一般住戸12	一般住戸4
一般住戸11	一般住戸3
一般住戸10	一般住戸2
優先住戸3	一般住戸1
優先住戸2	優先住戸1

登録順位	対象者	住戸	登録申込み数
優先①	り災証明書に記載されている被災時の住所が、石巻市の津波防御施設の用地にかかる方	優先住戸	1
一般①		一般住戸	5
優先②	津波防御施設の用地以外の方	優先住戸	3
一般②		一般住戸	21

合計 30世帯

◆決定手順

第1ステップ

■登録順位

優先①・一般①

津波防御施設用地にかかる方 6世帯

優先住戸	1世帯
一般住戸	5世帯

※優先住戸数を超える場合は、自動的に一般住戸での登録に変わります。

一般住戸17	一般住戸9
一般住戸16	一般住戸8
一般住戸15	一般住戸7
一般住戸14	一般住戸6
一般住戸13	一般住戸5
一般住戸12	一般住戸4
一般住戸11	一般住戸3
一般住戸10	一般住戸2
優先住戸3	一般住戸1
優先住戸2	優先住戸1

第2ステップ

■登録順位

優先②

津波防御施設用地以外の方 3世帯

優先住戸	3世帯
------	-----

※抽選ではずれた1世帯は自動的に一般住戸での登録申込みになります。

一般住戸17	一般住戸9
一般住戸16	一般住戸8
一般住戸15	一般住戸7
一般住戸14	一般住戸6
一般住戸13	一般住戸5
一般住戸12	一般住戸4
一般住戸11	一般住戸3
一般住戸10	一般住戸2
優先住戸3	一般住戸1
優先住戸2	優先住戸1

第3ステップ

■登録順位

一般②

優先②落選者1世帯
+
津波防御施設用地以外の方 21世帯

一般住戸	22世帯
------	------

一般住戸17	一般住戸9
一般住戸16	一般住戸8
一般住戸15	一般住戸7
一般住戸14	一般住戸6
一般住戸13	一般住戸5
一般住戸12	一般住戸4
一般住戸11	一般住戸3
一般住戸10	一般住戸2
優先住戸3	一般住戸1
優先住戸2	優先住戸1

※22世帯のうち12世帯は登録決定、10世帯は落選

6. 抽選における優遇措置

(1) 優遇措置の考え方と対象について

登録申込みが募集戸数を超えた場合には、抽選により入居者を決定することになりますが、石巻市では震災復興を促進する観点、コミュニティ再生の観点及び社会福祉的な観点から配慮が必要な世帯に対して、下記のように抽選倍率を加算する優遇措置を実施します。

(下表の ○が全ての申込みされた方に付与される基本抽選玉で、●が優遇措置により加算される抽選玉を示します。)

※基本抽選玉は1世帯・1グループにつき1つとなります。

※石巻市外で被災された方は優遇措置の適用はありません。

【石巻市営住宅条例に規定される配慮が必要な世帯】

※申込み時点で該当される方となります。

母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、20歳未満の子と、その子を扶養する寡婦(夫)のみで構成される世帯 資格を証明する書類は「母子・父子家庭医療費受給者証」等の写しとなります。 	2倍 ○●
障がい者世帯	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する程度の方のいる世帯。資格を証明する書類は「身体障害者手帳」の写しとなります。 療育手帳A、Bのいずれかに該当する程度の方のいる世帯。資格を証明する書類は「療育手帳」の写しとなります。 精神保健福祉手帳1、2級のいずれかに該当する程度の方のいる世帯。資格を証明する書類は「精神保健福祉手帳」の写しとなります。 	2倍 ○●
戦傷病者	<ul style="list-style-type: none"> 戦傷病者で障害の程度が規則で定める程度である方のいる世帯 資格を証明する書類は「戦傷病者手帳」の写しとなります。 	2倍 ○●
原子爆弾被爆者	<ul style="list-style-type: none"> 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯 資格を証明する書類は「被爆者健康手帳」の写しとなります。 	2倍 ○●
生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している世帯 資格を証明する書類は「生活保護受給証明書」となります。 	2倍 ○●
ハンセン病療養所入所者等	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病療養所入所者等のいる世帯 資格を証明する書類は「厚生労働省健康局疾病対策課長、または国立ハンセン病療養所等の長の証明」の写しとなります。 	2倍 ○●
DV被害者 犯罪被害者世帯等	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護又保護が終了した日から起算して5年を経過していない方のいる世帯 裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯 資格を証明する書類は「女性相談所からの証明」「子ども家庭相談センター長の証明」「犯罪被害者の申告書」「裁判所の保護命令決定書」の写しとなります。 	2倍 ○●

6. 抽選における優遇措置

【生活及び地域の实情により居住の安定を図る必要がある世帯】

※高齢者配慮・子育て配慮以外は、申込み時点で該当される方となります。

震災遺族配慮	<ul style="list-style-type: none"> 被災によって、配偶者、または第1親等の親族（父母及び子）を失くされた方を含む世帯 資格を証明する書類は「災害弔慰金振込通知書」「戸籍謄本」等となります。 	2倍 ○●
地元コミュニティ配慮	<ul style="list-style-type: none"> 被災時に居住していた住所地と同じ中学校通学区域内（市街地）に建設される復興公営住宅へ入居を希望する方 なお、市街地で被災し、石巻市の指定する災害危険区域内にある世帯は、今後、蛇田・渡波に造成する新市街地の復興公営住宅に入居申込みする場合も同様の配慮とします。 	4倍 ○●●●
高齢者配慮 (H26.4.1時点)	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上のみで構成される高齢者世帯 年齢を確認する書類は「健康保険証」等の写しとなります。 	2倍 ○●
要介護者配慮	<ul style="list-style-type: none"> 介護認定が「要支援1」以上の方を含む世帯 資格を証明する書類は「介護保険被保険者証」の写しとなります。 	2倍 ○●
子育て配慮 (H26.4.1時点)	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児及び義務教育課程終了までの児童・生徒を含む世帯 年齢を確認する書類として「健康保険証」等の写しとなります。 	2倍 ○●
災害危険区域配慮	<ul style="list-style-type: none"> 被災時点のお住まいが、石巻市の指定する災害危険区域内にある世帯 	2倍 ○●

◆優遇措置の例

例えば、「地元コミュニティ配慮」「要介護者配慮」「子育て配慮」の優遇事項に該当する世帯の場合は、抽選玉が下記のように加算されます。

基本抽選玉	○			
優遇措置により加算される抽選玉	地元コミュニティ配慮	○	●●●	
	要介護者配慮	○		●
	子育て配慮	○		●
合計抽選玉数	○	●●●	●	●

※登録決定を辞退した場合で、他の復興公営住宅に変更される際、原則として抽選における優遇措置の適用はありません。

7. 抽選

◆登録申込みが募集戸数を超えた場合は抽選で登録者を決定します。

(1) 抽選の考え方

- 優先住戸の抽選は、個別申込み単位に抽選番号を付し、型別毎に抽選機により行います。
なお、優先住戸の抽選ではずれた方は、自動的に一般住戸の登録申込みとなります。
- 一般住戸の抽選は、個別申込み単位及びグループ申込み単位に抽選番号を付し、全ての型別を同一の抽選機により抽選を行います。
- 個別申込みについては、抽出された番号の世帯が希望する型別（1LDK等）に空きがない場合は落選となります。
また、グループについては、グループ内の全世帯が希望する型別のいずれかの空きがない場合は落選となります。

(2) 抽選玉の算出方法

- 個別申込みにおける抽選玉
基本抽選玉1個+優遇措置で加算される抽選玉数
- グループ申込みにおける抽選玉
基本抽選玉1個+（世帯毎の優遇措置で加算される抽選玉数÷世帯数）
※世帯数に関わらず基本玉は1個となります。
※小数点以下は切り捨てとなります。

算出例

区分	世帯	①基本玉	優遇措置				⑥=①+⑤ 合計	
			抽選時における対象となる優遇項目	②加算される玉	③加算される玉の合計	④世帯数		⑤=③/④
個別	Aさん	1	高齢者配慮	1	4	1	4	5
			地元コミュニティ配慮	3				
Bグループ	B-1さん	1	優遇なし	0	6	5	1.2	2
	B-2さん		父子世帯	1				
	B-3さん		高齢者配慮	1				
	B-4さん		地元コミュニティ配慮	3				
	B-5さん		災害危険区域配慮	1				
Cグループ	C-1さん	1	地元コミュニティ配慮	3	11	4	2.8	3
	C-2さん		障がい者世帯・母子世帯配慮	2				
	C-3さん		地元コミュニティ配慮	3				
	C-4さん		地元コミュニティ配慮	3				

7. 抽選

◆住戸の割当ては、登録決定順に行います。

(4) 住戸の割当て方法

割当てのイメージ（実際は住宅毎に異なります。）

10階	当選順位 9	当選順位 17	当選順位 8	エレベーター	当選順位 17	当選順位 9
	当選順位 8	当選順位 16	当選順位 7		当選順位 16	当選順位 8
	当選順位 7	当選順位 15	当選順位 6		当選順位 15	当選順位 7
	当選順位 6	当選順位 14	当選順位 5		当選順位 14	当選順位 6
	当選順位 5	当選順位 13	当選順位 4		当選順位 13	当選順位 5
	当選順位 4	当選順位 12	当選順位 3		当選順位 12	当選順位 4
	当選順位 3	当選順位 11	当選順位 2		当選順位 11	当選順位 3
	当選順位 2	当選順位 10	当選順位 1		当選順位 10	当選順位 2
	当選順位 1	当選順位 9	当選順位 優先住戸-2		当選順位 優先住戸-3	当選順位 1
	当選順位 優先住戸-1	当選順位 車いす-1	当選順位 優先住戸-1		当選順位 優先住戸-2	当選順位 優先住戸-1
	3・4LDK	1LDK	1LDK		2LDK	2LDK

- ① 登録申込数が募集戸数に達しない住宅について
→登録決定後に別途住戸割当てを決めるための抽選を行い、順番に割当てます。
- ② 登録申込数が募集戸数を超えた住宅について
→登録決定のための抽選において当選順に割当てを行います。

部屋毎の申込みではありません。
角部屋や階数等のご希望には添えませ
ないのでご了承ください。



8. ペット共生住宅

(1) ペット共生住宅について

現行の市営住宅では、騒音、臭気等のトラブルの観点からペットとの共生を禁止しています。

しかし、ペットと暮らされている方で復興公営住宅を希望している方が多いことから、**一部の復興公営住宅に限り、ペットと共生できる住宅を整備**します。ルールを守り、近隣及びペットに不快な思いをさせないよう心掛けてください。

(2) 共生できるペット

・ペットの種類

犬や猫、小動物（うさぎ、小鳥等）で非常時に1人で保護できる大きさとし、概ね10kgまでとします。

・頭（匹）数

1世帯1頭（匹）まで、またはゲージ1個までとします。

・共生できる場所

室内に限ります。



(3) 対象となる住宅

位置図及び一覧表（次ページ以降）をご確認ください。



【補足！】

復興公営住宅に入居される方は、他の入居者に迷惑を及ぼしたり、周辺の環境を乱す行為をした場合、市の条例により住戸の明け渡しの請求を受ける場合があります。

9. 全体位置図及び一覧表

◆今回申込み対象の住宅は、下図のとおりです。



◆復興公営住宅

番号	住宅名(仮称)	入居予定年度 ※1	整備戸数	整備内容			
				うち 優先住戸 ※2	うち 車いす 住戸	津波防御 施設用地 優先	ペット 共生住戸
1	新蛇田A	H26年度	93	18	6	一部あり	なし
	新蛇田B	H27年度	59	11	—	なし	あり
	新蛇田C	H27年度	121	24	—	なし	なし
	新蛇田D	H27年度	80	16	—	なし	なし
	新蛇田E	H26年度	170	34	—	なし	なし
2	新蛇田南A	H27年度	190	36	2	なし	一部あり
	新蛇田南B	H28年度	110	22	1	なし	なし
3	あけぼの北	H26年度	160	32	2	あり	一部あり
4	大街道西二丁目	H26年度	15	3	—	あり	なし
5	大街道北二丁目	H27年度	39	7	—	あり	なし
6	三ツ股	H28年度	150~200	30	4	なし	一部あり
7	新館三丁目	H27年度	50~80	10	—	なし	一部あり
8	駅前北通り一丁目	H27年度	65	13	2	なし	なし
9	中里一丁目	H27年度	28	5	—	なし	なし
10	中央一丁目	H27年度	51	10	4	なし	なし
11	泉町四丁目	H27年度	28	5	—	あり	あり
12	日和が丘一丁目	H28年度	30~50	6	—	なし	なし

※今回公表した住宅の概要については、現時点での計画を記載してあります。今後の整備状況によっては内容が変更となる場合があります。

●（3か所）は、平成25年度に供給予定の復興公営住宅（借上型）となります。（事前登録ではなく入居申込みとなります。）
 ※入居申込み受付は10月31日までとなります。
 詳しくは9/15号市報をご覧ください。

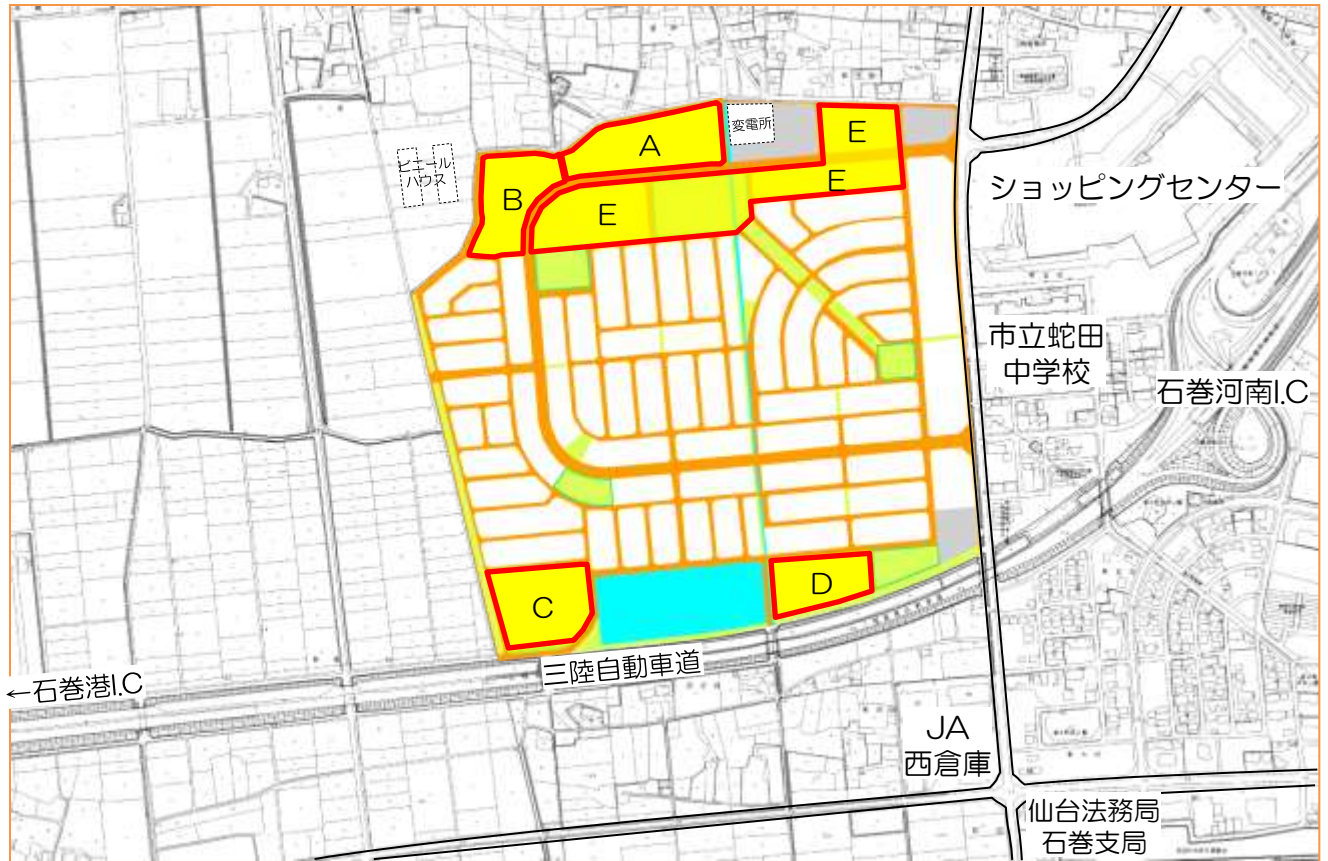


番号	住宅名(仮称)	入居予定年度 ※1	整備戸数	整備内容			
				うち優先住戸 ※2	うち車いす住戸	津波防御施設用地優先	ペット共生住戸
13	門脇	H28年度	100~150	20	2	なし	一部あり
14	吉野町一丁目	H27年度	158	31	4	あり	一部あり
15	筒場	H27年度	43	8	—	なし	なし
16	不動町二丁目	H27年度	30	6	—	なし	なし
17	湊東	H27年度	80~100	16	—	なし	一部あり
18	湊北	H27年度	80~100	16	—	なし	一部あり
19	黄金浜	H26年度	58	11	2	あり	なし
20	黄金浜北	H27年度	92	18	—	あり	なし
21	黄金浜南	H26年度	15	—	—	あり	あり
22	新沼	H27年度	29	5	—	なし	あり
23	浜松町	H26年度	25	5	—	あり	あり
24	栄田	H26年度	15	—	—	あり	なし
25	新渡波A	H26年度	34	6	—	あり	あり
	新渡波B	H26年度	17	3	—	あり	なし

※1 詳細な入居予定時期については、「位置図及び概要」でご確認ください。

※2 優先住戸：障がい者世帯、高齢者世帯、要介護者世帯のみ登録可能です。

10. 位置図及び概要（蛇田地区）



住宅名（仮称）	番号：1 新蛇田A 住宅
形態・階数・戸数	共同住宅・3～5階・93戸
入居予定時期	平成27年 3月～ 5月頃（20戸） 平成27年10月～12月頃（73戸）
駐車場	140台（1.5台/戸）
ペット共生住戸	なし
通学区	蛇田小学校、蛇田中学校
備考	津波防御施設用地優先（20戸）

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	19	—	32	—	8	10	69
優先住戸	6	3	9	3	2	1	24
合計	25	3	41	3	10	11	93

住宅名（仮称）	番号：1 新蛇田B 住宅
形態・階数・戸数	共同住宅・4階・59戸
入居予定時期	平成27年10月～12月頃
駐車場	89台（1.5台/戸）
ペット共生住戸	あり（59戸）
通学区	蛇田小学校、蛇田中学校
備考	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	23	—	18	—	7	—	48
優先住戸	4	—	6	—	1	—	11
合計	27	—	24	—	8	—	59

10. 位置図及び概要（蛇田地区）

住宅名（仮称）	番号：1 新蛇田C 住宅
形態・階数・戸数	共同住宅・5階・121戸
入居予定時期	平成27年10月～12月頃
駐車場	182台（1.5台/戸）
ペット共生住戸	なし
通学区	蛇田小学校、蛇田中学校
備考	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	15	—	48	—	19	15	97
優先住戸	10	—	12	—	1	1	24
合計	25	—	60	—	20	16	121

住宅名（仮称）	番号：1 新蛇田D 住宅
形態・階数・戸数	共同住宅・5～6階・80戸
入居予定時期	平成27年10月～12月頃
駐車場	120台（1.5台/戸）
ペット共生住戸	なし
通学区	蛇田小学校、蛇田中学校
備考	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	16	—	25	—	15	8	64
優先住戸	6	—	8	—	1	1	16
合計	22	—	33	—	16	9	80

住宅名（仮称）	番号：1 新蛇田E 住宅
形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・170戸
入居予定時期	平成27年 3月～5月頃
駐車場	255台（1.5台/戸）
ペット共生住戸	なし
通学区	蛇田小学校、蛇田中学校
備考	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	46	—	68	—	18	4	136
優先住戸	14	—	17	—	2	1	34
合計	60	—	85	—	20	5	170

10. 位置図及び概要（蛇田地区）

<p>JA 西倉庫 ↑河内 蛇田→ ←東松島市 仙台法務局 石巻支局 ←JR陸前赤井駅 JR仙石線 JR蛇田駅→ 国道45号線↓</p>	住宅名（仮称）	番号：2 新蛇田南A 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・ 190戸					
	入居予定時期	平成27年11月～ 平成28年1月頃					
	駐車場	285台（1.5台/戸）					
	ペット共生住戸	一部あり（60戸）					
	通学区	蛇田小学校、蛇田中学校					
	備考	※ 範囲内で建設予定					
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	52	—	74	—	22	4	152
優先住戸	12	1	17	1	5	2	38
合計	64	1	91	1	27	6	190

<p>JA 西倉庫 ↑河内 蛇田→ ←東松島市 仙台法務局 石巻支局 ←JR陸前赤井駅 JR仙石線 JR蛇田駅→ 国道45号線↓</p>	住宅名（仮称）	番号：2 新蛇田南B 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・ 110戸					
	入居予定時期	平成28年4月～6月頃					
	駐車場	165台（1.5台/戸）					
	ペット共生住戸	なし					
	通学区	蛇田小学校、蛇田中学校					
	備考	※ 範囲内で建設予定					
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	31	—	43	—	11	2	87
優先住戸	8	—	11	1	3	—	23
合計	39	—	54	1	14	2	110

10. 位置図及び概要（蛇田地区

／釜大街道地区）

<p>石巻赤十字病院 国道45号 三陸自動車道 石巻河内C 石巻港 県営石巻蛇田住宅</p>	住宅名（仮称）	番号：3 あけぼの北 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・3階・160戸					
	入居予定時期	平成27年3月～5月頃					
	駐車場	240台（1.5台／戸）					
	ペット共生住戸	一部あり（40戸）					
	通学区	向陽小学校、蛇田中学校					
	備考	津波防御施設用地提供者優先					
型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	42	—	64	—	16	4	126
優先住戸	12	1	16	1	3	1	34
合計	54	1	80	1	19	5	160

<p>蛇田 国道45号線 北上運河 市立釜小学校 東松島市 大街道 山下町 大街道交番 石巻港</p>	住宅名（仮称）	番号：4 大街道西二丁目 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・3階・15戸					
	入居予定時期	平成26年12月 ～平成27年2月頃					
	駐車場	20台（1.3台／戸）					
	ペット共生住戸	なし					
	通学区	釜小学校、青葉中学校					
	備考	津波防御施設用地提供者優先					
型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	4	—	5	—	1	2	12
優先住戸	1	—	1	—	1	0	3
合計	5	—	6	—	2	2	15

10. 住宅位置図及び概要 (釜大街道地区)

	住宅名 (仮称)	番号：5 大街道北二丁目 住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・3階・39戸
	入居予定時期	平成27年4月～6月頃
	駐車場	39台 (1台/戸)
	ペット共生住戸	なし
	通学区	大街道小学校、門脇中学校
	備考	津波防御施設用地提供者優先

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	9	—	17	—	6	—	32
優先住戸	3	—	3	—	1	—	7
合計	12	—	20	—	7	—	39

	住宅名 (仮称)	番号：6 三ツ股 住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・150～200戸
	入居予定時期	平成28年4月～6月頃
	駐車場	150～200台 (1台/戸)
	ペット共生住戸	一部あり (30戸)
	通学区	釜小学校、青葉中学校
	備考	※ 範囲内で建設予定

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	39～56	—	58～83	—	17～24	2～3	116～156
優先住戸	12	2	15	2	2	1	34
合計	51～68	2	73～98	2	19～26	3～4	150～200

10. 住宅位置図及び概要（釜大街道地区 ／中心地区）

	住宅名（仮称）	番号：7 新館三丁目 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・50～80戸					
	入居予定時期	平成28年1月～3月頃					
	駐車場	50～80台 (1台/戸)					
	ペット共生住戸	一部あり(30戸)					
	通学区	釜小学校、青葉中学校					
	備考						
	型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計	
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	14～24	—	20～35	—	6～11	—	40～70
優先住戸	4	—	5	—	1	—	10
合計	18～28	—	25～40	—	7～12	—	50～80

	住宅名（仮称）	番号：8 駅前北通り一丁目 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・8階・65戸					
	入居予定時期	平成27年9月～11月頃					
	駐車場	65台(1台/戸)					
	ペット共生住戸	なし					
	通学区	住吉小学校、住吉中学校					
	備考						
	型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計	
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	15	—	24	—	11	—	50
優先住戸	4	1	7	1	2	—	15
合計	19	1	31	1	13	—	65

10. 住宅位置図及び概要（中心地区）

	住宅名（仮称）	番号：9 中里一丁目 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・5階・28戸					
	入居予定時期	平成27年7月～9月頃					
	駐車場	28台（1台／戸）					
	ペット共生住戸	なし					
	通学区	住吉小学校、住吉中学校					
	備考						
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	7	—	13	—	3	—	23
優先住戸	1	—	3	—	1	—	5
合計	8	—	16	—	4	—	28


	住宅名（仮称）	番号：10 中央一丁目 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・10階・51戸					
	入居予定時期	平成27年8月～10月頃					
	駐車場	30台（0.6台／戸）					
	ペット共生住戸	なし					
	通学区	石巻小学校、石巻中学校					
	備考	旧石巻市役所第一分庁舎跡地					
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	12	—	16	—	9	—	37
優先住戸	4	2	5	2	1	—	14
合計	16	2	21	2	10	—	51

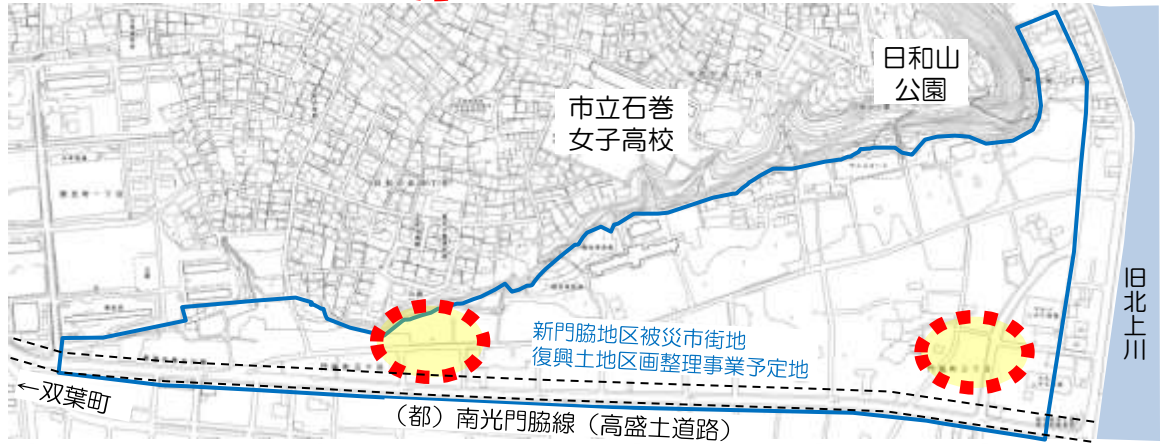
10. 住宅位置図及び概要(中心地区)

	住宅名(仮称)	番号: 11 泉町四丁目 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・4階・28戸					
	入居予定時期	平成27年5月~7月頃					
	駐車場	28台(1台/戸)					
	ペット共生住戸	あり(28戸)					
	通学区	石巻小学校、石巻中学校					
	備考	旧宮城県警察職員宿舍跡地					
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	6	—	11	—	6	—	23
優先住戸	1	—	3	—	1	—	5
合計	7	—	14	—	7	—	28

	住宅名(仮称)	番号: 12 日和が丘一丁目 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・30~50戸					
	入居予定時期	平成28年9月~12月頃					
	駐車場	30~50台(1台/戸)					
	ペット共生住戸	なし					
	通学区	石巻小学校、石巻中学校					
	備考	旧石巻市役所跡地					
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	9~16	—	12~22	—	3~6	—	24~44
優先住戸	2	—	3	—	1	—	6
合計	11~18	—	15~25	—	4~7	—	30~50

10. 位置図及び概要（門脇／湊地区）

住宅名（仮称）	番号：13 門脇 住宅
形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・100～150戸
入居予定時期	平成28年8月～11月頃
駐車場	100～150台（1台／戸）
ペット共生住戸	一部あり（20戸）
通学区	門脇小学校、門脇中学校
備考	※  範囲内で建設予定



型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	26～44	—	39～64	—	11～17	2～3	78～128
優先住戸	8	1	10	1	1	1	22
合計	34～52	1	49～74	1	12～18	3～4	100～150



住宅名（仮称）	番号：14 吉野町一丁目 住宅
形態・階数・戸数	共同住宅・7～9階・158戸
入居予定時期	平成27年4月～6月頃
駐車場	158台（1台／戸）
ペット共生住戸	一部あり（47戸）
通学区	湊小学校、湊中学校
備考	津波防御施設団地提供者優先

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	32	—	66	—	17	8	123
優先住戸	12	2	16	2	2	1	35
合計	44	2	82	2	19	9	158

10. 位置図及び概要（湊地区）

	住宅名（仮称）	番号：15 筒場 住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・8階・43戸
	入居予定時期	平成27年9月～11月頃
	駐車場	43台（1台/戸）
	ペット共生住戸	なし
	通学区	湊第二小学校※、湊中学校 ※平成26年4月に湊小学校に統合予定
	備考	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	12	—	18	—	5	—	35
優先住戸	3	—	4	—	1	—	8
合計	15	—	22	—	6	—	43

	住宅名（仮称）	番号：16 不動町二丁目 住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・7階・30戸
	入居予定時期	平成27年10月 ～12月頃
	駐車場	30台（1台/戸）
	ペット共生住戸	なし
	通学区	湊小学校、湊中学校
	備考	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	9	—	12	—	3	—	24
優先住戸	2	—	3	—	1	—	6
合計	11	—	15	—	4	—	30

10. 位置図及び概要（湊地区）

	住宅名（仮称）	番号：17 湊東 住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・ 80～100戸
	入居予定時期	平成28年3月～5月
	駐車場	80～100台 (1台/戸)
	ペット共生住戸	一部あり（20戸）
	学区	湊第二小学校※、湊中学校 ※平成26年4月に湊小学校に統合予定
備考	※ 範囲内で建設予定	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	22～29	—	32～42	—	7～9	3～4	64～84
優先住戸	6	—	8	—	1	1	16
合計	28～35	—	40～50	—	8～10	4～5	80～100

	住宅名（仮称）	番号：18 湊北 住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・階数未定・ 80～100戸
	入居予定時期	平成28年3月～5月頃
	駐車場	80～100台 (1台/戸)
	ペット共生住戸	一部あり（20戸）
	通学区	湊小学校、湊中学校
備考	※ 範囲内で建設予定	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	22～29	—	32～42	—	7～9	3～4	64～84
優先住戸	6	—	8	—	1	1	16
合計	28～35	—	40～50	—	8～10	4～5	80～100

10. 位置図及び概要（湊地区）

	住宅名（仮称）	番号：19 黄金浜住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・5階・58戸
	入居予定時期	平成27年1月～3月頃
	駐車場	58台（1台/戸）
	ペット共生住戸	なし
	通学区	渡波小学校、渡波中学校
	備考	津波防御施設用地提供者優先

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	14	—	21	—	6	4	45
優先住戸	4	1	6	1	1	—	13
合計	18	1	27	1	7	4	58

	住宅名（仮称）	番号：20 黄金浜北住宅
	形態・階数・戸数	共同住宅・6階・92戸
	入居予定時期	平成27年4月～6月頃
	駐車場	92台（1台/戸）
	ペット共生住戸	なし
	通学区	渡波小学校、渡波中学校
	備考	津波防御施設用地提供者優先

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	23	—	37	—	9	5	74
優先住戸	7	—	9	—	1	1	18
合計	30	—	46	—	10	6	92


10. 位置図及び概要（渡波地区）

	住宅名（仮称）	番号：21 黄金浜南 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・2階・15戸					
	入居予定時期	平成27年3月～5月頃					
	駐車場	15台（1台／戸）					
	ペット共生住戸	あり（15戸）					
	通学区	渡波小学校、渡波中学校					
	備考	津波防御施設用地提供者優先					
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	5	—	8	—	2	—	15
優先住戸	—	—	—	—	—	—	—
合計	5	—	8	—	2	—	15

	住宅名（仮称）	番号：22 新沼 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・5階・29戸					
	入居予定時期	平成27年6月～8月頃					
	駐車場	29台（1台／戸）					
	ペット共生住戸	あり（29戸）					
	通学区	渡波小学校、渡波中学校					
	備考						
型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計		
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	8	—	12	—	4	—	24
優先住戸	1	—	3	—	1	—	5
合計	9	—	15	—	5	—	29

10. 位置図及び概要（渡波地区）

	住宅名（仮称）	番号：23 浜松町 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・2～3階・25戸					
	入居予定時期	平成27年3月～5月頃					
	駐車場	25台（1台／戸）					
	ペット共生住戸	あり（25戸）					
	通学区	渡波小学校、渡波中学校					
	備考	津波防御施設団地提供者優先					
	型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計	
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	8	—	10	—	2	—	20
優先住戸	1	—	3	—	1	—	5
合計	9	—	13	—	3	—	25

	住宅名（仮称）	番号：24 栄田 住宅					
	形態・階数・戸数	共同住宅・2階・15戸					
	入居予定時期	平成27年3月～5月頃					
	駐車場	15台（1台／戸）					
	ペット共生住戸	なし					
	通学区	鹿妻小学校、渡波中学校					
	備考	津波防御施設用地提供者優先					
	型別	1LDK	2LDK	3LDK	4LDK	合計	
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	5	—	8	—	2	—	15
優先住戸	—	—	—	—	—	—	—
合計	5	—	8	—	2	—	15

10. 位置図及び概要（渡波地区）

	住宅名（仮称）	番号：25 新渡波A 住宅
	形態・階数・戸数	戸建住宅・1～2階・34戸
	入居予定時期	平成27年4月～6月頃
	駐車場	34台（1台/戸）
	ペット共生住戸	あり（34戸）
	通学区	渡波小学校、渡波中学校
備考	津波防御施設用地提供者優先	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	3	—	13	—	12	—	28
優先住戸	2	—	3	—	1	—	6
合計	5	—	16	—	13	—	34

	住宅名（仮称）	番号：25 新渡波B 住宅
	形態・階数・戸数	長屋住宅・1階・17戸
	入居予定時期	平成27年4月～6月頃
	駐車場	17台（1台/戸）
	ペット共生住戸	なし
	通学区	渡波小学校、渡波中学校
備考	津波防御施設用地提供者優先	

型別	1LDK		2LDK		3LDK	4LDK	合計
	一般	車いす	一般	車いす			
一般住戸	10	—	4	—	—	—	14
優先住戸	1	—	2	—	—	—	3
合計	11	—	6	—	—	—	17

11. 共同住宅の間取り

◆人にやさしい住まいづくり

- ・バリアフリーの観点から、玄関段差20mm以下、その他の段差5mm以下及び高齢者仕様のユニットバスを整備します。
- ・将来の車いす使用に備え、ゆとりある廊下(幅950mm)、開口(幅800mm)及び洗顔スペースを整備します。

◆防災性を高める住まいづくり

- ・避難が容易な幅の広い共用廊下・バルコニーを整備します。
- ・収納品の落下を防ぐため収納扉に引戸、折戸を設置します。

1 2 人世帯向け	A	一般向け 1LDK-50㎡タイプ (約15坪) 特徴：個室重視型	世帯人数：1人～2人 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	34 ページ
	B	一般向け 1LDK-50㎡タイプ (約15坪) 特徴：居間重視型、見守り型	世帯人数：1人～2人 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	
2 3 人世帯向け	A	一般向け 2LDK-65㎡タイプ (約20坪) 特徴：個室重視型	世帯人数：2人～3人 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	35 ページ
	B	一般向け 2LDK-65㎡タイプ (約20坪) 特徴：居間重視型、見守り型	世帯人数：2人～3人 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	
4 人世帯以上		一般向け 3LDK-75㎡タイプ (約22坪) 特徴：居間重視型、見守り型	世帯人数：4人以上 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	36 ページ
		一般向け 4LDK-80㎡タイプ (約24坪) 特徴：居間重視型、見守り型	世帯人数：4人以上 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	
車いす利用者向け		車いす利用者向け 1LDK-65㎡タイプ (約20坪) 特徴：ゆとりある空間	世帯人数：1人～2人 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	37 ページ
		車いす利用者向け 2LDK-75㎡タイプ (約22坪) 特徴：ゆとりある空間	世帯人数：2人～3人 住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、トイレ、流し台	

※ 2LDKとは・・・リビング、ダイニング、キッチンほかに2室ある住戸です。 33

11. 共同住宅の間取り

一般向け

(A) 1LDK-50㎡タイプ
(約15坪)

世帯人数：1人～2人

特 徴：個室重視型

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：洋室4.8帖、リビング5.7帖、
ダイニングキッチン7.4帖、
バルコニー

収 納：物入×3



一般向け

(B) 1LDK-50㎡タイプ
(約15坪)

世帯人数：1人～2人

特 徴：居間重視型
見守り型

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：和室5.5帖、リビング5.5帖、
ダイニングキッチン7.0帖、
バルコニー

収 納：物入×2、押入×1



11. 共同住宅の間取り

一般向け

(A) 2LDK-65㎡タイプ

(約20坪)

世帯人数：2人～3人

特 徴：個室重視型

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：洋室6.6帖、和室6.1帖、
リビングダイニング9.3帖、
キッチン3.1帖、
バルコニー

収 納：物入×2、押入×2



一般向け

(B) 2LDK-65㎡タイプ

(約20坪)

世帯人数：2人～3人

特 徴：居間重視型
見守り型

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：洋室6.0帖、和室5.4帖、
リビング7.5帖、
ダイニングキッチン7.7帖、
バルコニー

収 納：物入×2、押入×1



※実際の間取りとは異なる場合があります。

11. 共同住宅の間取り

一般向け

3LDK-75㎡タイプ
(約22坪)

世帯人数：4人以上

特 徴：居間重視型
見守り型

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：洋室6.2帖、洋室5.0帖、和室5.1帖、
リビングダイニング8.7帖、
キッチン3.5帖、
バルコニー

収 納：物入×3、押入×2



一般向け

4LDK-80㎡タイプ
(約24坪)

世帯人数：4人以上

特 徴：居間重視型
見守り型

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：洋室4.8帖、洋室4.4帖、洋室4.0帖、
和室5.5帖、リビングダイニング9.0
帖、キッチン3.4帖、
バルコニー

収 納：物入×3、押入×1



11. 共同住宅の間取り

車いす利用者向け

1LDK-65m²タイプ (約20坪)

世帯人数：1人～2人

特 徴：ゆとりある空間
シンプルな動線

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：洋室6.7帖、
リビングダイニングキッチン14.4
帖、バルコニー

収 納：物入×4、押入×1



車いす利用者向け

2LDK-75m²タイプ (約22坪)

世帯人数：2人～3人

特 徴：ゆとりある空間
シンプルな動線

住宅設備：給湯設備、洗面台、ユニットバス、
トイレ、流し台

部屋構成：洋室6.3帖、洋室6.0帖、
リビングダイニングキッチン15.1帖、
バルコニー

収 納：物入×4



※実際の間取りとは異なる場合があります。

12. 設備仕様

<エレベーターについて>

- 3階以上の住宅については、エレベーターを設置します。

<熱源について>

- 共同住宅（市街地部）の台所や風呂、各室における設備の種類や熱源は下記のとおりです。
- 「市役所対応」欄に×印があるものは、市では設置しないため、**入居者ご自身での対応**となります。

箇所	種類	器具	市役所対応	備考
台所	給湯	給湯器（室外）	○	
	調理	ガスコンロ	×	
風呂	給湯	給湯器（室外）	○	
	風呂釜	給湯器（室外）	○	
各室	冷暖房	エアコン	×	
		暖房機器	×	

<住宅設備の項目について>

- 「宮城県災害公営住宅設計標準」に基づいて、市での住宅設備の標準設備は下記のとおりです。
- 設置者欄の「市役所対応」に×印があるものは、市では整備しないため、**入居者ご自身での対応**となります。
- 市役所対応項目でも、日常修繕（障子の張替え、電球の交換など）については、入居者ご自身での対応となります。

住宅設備の項目		市役所対応	備考
玄関ホール	郵便受け	○	各住棟玄関ホールに集合郵便受けを設置
玄関	新聞受け	○	玄関扉に設置
	下駄箱	×	
	玄関網戸	×	
ユニットバス	浴槽	○	
	風呂ふた	×	
	シャワー	○	
	鏡	×	
洗面室	洗面台	○	洗面器、鏡、下部収納
	タオル掛け	○	
	洗濯機防水パン	○	サイズ（640×640）
	洗濯機用蛇口	○	

12. 設備仕様

住宅設備の項目		市役所 対応	備考
便所	タオル掛け	○	
	紙ホルダー	○	
	洗浄機能付暖房便座	○	
各室	網戸	○	網の張替は入居者対応
	カーテンレール	○	
	カーテン	×	
	ふすま（和室）	○	張替は入居者対応
	畳（和室）	○	表替は入居者対応
照明器具	玄関・廊下	○	
	便所・洗面室・ユニットバス	○	
	台所・食事室・居間	×	
	和室	×	
	洋室	×	
電話	電話機	×	
	配線	○	
テレビ	テレビ本体	×	
	テレビコンセント	○	
インター ネット	機器	×	
	配管	○	住戸内は入居者対応
	配線	×	
エアコン	エアコン本体	×	
	配管・配線	×	
	配管用開口	○	各室に1か所
	取付部補強	×	
ガス設備	給湯器	○	
	給湯器リモコン	○	
火災報知器	火災報知器	○	
外部	物干し金物	○	
	物干し竿	×	
	物置	○	

13. 家賃

(1) 家賃の目安

入居する方全員の一年間の所得の合計額から公営住宅法に定める控除額を差し引いて、12ヶ月で割ることにより政令月収を算出し、その金額により家賃区分（収入分位）が決まります。

この家賃区分（収入分位）によって家賃額が決定します。政令月収毎に住宅の想定家賃を算出しましたので、入居を考えるうえでの参考としてください。

(単位：円)

住宅名 / 型別 (LDK) 面積									
(収入分位) 政令月収	⑦新館三丁目 ②黄金浜南 ⑬門脇 ②新沼 ⑭吉野町一丁目⑳浜松町 ⑰湊東 ⑲栄田 ⑱湊北 ㉑新渡波 (A・B)			④大街道西二丁目⑩不動町二丁目 ⑥三ツ股 ⑱黄金浜 ⑩中央一丁目 ㉒黄金浜北 ⑫日和が丘一丁目 ⑮筒場			①新蛇田 (A～E) ⑨中里一丁目 ②新蛇田南 (A・B) ⑪泉町四丁目 ③あけぼの北 ⑤大街道北二丁目 ⑧駅前北通り一丁目		
	1LDK (50㎡)	2LDK (65㎡)	3・4LDK (80㎡)	1LDK (50㎡)	2LDK (65㎡)	3・4LDK (80㎡)	1LDK (50㎡)	2LDK (65㎡)	3・4LDK (80㎡)
(I-1) 0円	5,400 \$ 5,700	7,100 \$ 7,400	8,700 \$ 9,100	5,800 \$ 6,100	7,500 \$ 7,900	9,200 \$ 9,700	6,300 \$ 6,700	8,200 \$ 8,700	10,100 \$ 10,700
(I-2) 1～40,000	9,200 \$ 9,700	12,000 \$ 12,600	14,800 \$ 15,500	9,800 \$ 10,300	12,700 \$ 13,400	15,600 \$ 16,500	10,600 \$ 11,300	13,800 \$ 14,700	17,000 \$ 18,100
(I-3) 40,001 ～60,000	13,000 \$ 13,600	16,900 \$ 17,700	20,800 \$ 21,800	13,800 \$ 14,500	17,900 \$ 18,900	22,000 \$ 23,200	15,000 \$ 15,900	19,500 \$ 20,700	24,000 \$ 25,400
(I-4) 60,001 ～80,000	16,800 \$ 17,600	21,800 \$ 22,900	26,800 \$ 28,100	17,800 \$ 18,700	23,100 \$ 24,400	28,400 \$ 30,000	19,300 \$ 20,500	25,200 \$ 26,700	31,000 \$ 32,800
(I) 80,001 ～104,000	17,700 \$ 18,600	23,100 \$ 24,200	28,400 \$ 29,800	18,800 \$ 19,800	24,400 \$ 25,800	30,100 \$ 31,700	20,500 \$ 21,700	26,600 \$ 28,200	32,800 \$ 34,800
(II) 104,001 ～123,000	20,500 \$ 21,500	26,600 \$ 27,900	32,800 \$ 34,400	21,700 \$ 22,900	28,200 \$ 29,800	34,700 \$ 36,600	23,600 \$ 25,100	30,800 \$ 32,600	37,900 \$ 40,100
(III) 123,001 ～139,000	23,400 \$ 24,600	30,500 \$ 32,000	37,500 \$ 39,300	24,800 \$ 26,200	32,300 \$ 34,000	39,700 \$ 41,900	27,000 \$ 28,700	35,200 \$ 37,300	43,300 \$ 45,900
(IV) 139,001 ～158,000	26,400 \$ 27,700	34,400 \$ 36,000	42,300 \$ 44,400	28,000 \$ 29,500	36,400 \$ 38,400	44,800 \$ 47,300	30,500 \$ 32,300	39,700 \$ 42,000	48,800 \$ 51,700
(V) 158,001 ～186,000	30,200 \$ 31,700	39,300 \$ 41,200	48,400 \$ 50,700	32,000 \$ 33,700	41,600 \$ 43,900	51,200 \$ 54,000	34,900 \$ 36,900	45,300 \$ 48,000	55,800 \$ 59,100
(VI) 186,001 ～214,000	34,900 \$ 36,600	45,300 \$ 47,500	55,800 \$ 58,500	36,900 \$ 38,900	48,000 \$ 50,600	59,100 \$ 62,300	40,200 \$ 42,600	52,300 \$ 55,400	64,400 \$ 68,200
(VII) 214,001 ～259,000	40,800 \$ 42,800	53,100 \$ 55,600	65,300 \$ 68,500	43,200 \$ 45,600	56,200 \$ 59,300	69,200 \$ 73,000	47,100 \$ 49,900	61,300 \$ 64,900	75,400 \$ 79,900
(VIII) 259,001 以上	47,100 \$ 49,400	61,200 \$ 64,200	75,300 \$ 79,000	49,900 \$ 52,600	64,800 \$ 68,400	79,800 \$ 84,200	54,300 \$ 57,600	70,600 \$ 74,800	86,900 \$ 92,100

※上記家賃は当初5年間の想定家賃であり、立地条件等により変わる場合があります。

13. 家賃

(2) 家賃の決定

復興公営住宅の家賃は、公営住宅法に基づき、現行の市営住宅と同様となります。入居時や入居後に毎年申告していただく各世帯の収入状況（収入分位）により見直されます。

また、住宅の面積や設備、立地条件等により変わります。

(3) 家賃低減措置

復興公営住宅は、同規模の民間住宅と比較して低廉な家賃となっていますが、特に収入の低い（政令月収80,000円以下）世帯に対する家賃負担の軽減を図るため、管理開始から10年間家賃を低減します。

建物の管理開始から5年間は家賃が低減され、6年目以降は段階的に低減額が減少し、11年目に本来の家賃（収入分位Ⅰ）と同額となります。

(4) 収入超過等の取扱い

復興公営住宅の入居には、震災の特例により、入居時の収入要件はありません。ただし、現行の市営住宅と同様に、3年以上入居し、政令月収が一定の額となる場合は収入超過者・高額所得者と認定されます。

●収入超過者

3年以上入居し、政令月収が158,000円（収入分位Ⅴ）を超える世帯です。ただし、障がい者世帯、高齢者世帯、子育て世帯（各世帯に一定の条件あり）に該当する場合は、政令月収が214,000円（収入分位Ⅶ）を超える世帯となります。

低額所得者でなくなった収入超過者の世帯は、市営住宅を明渡すよう努力していただく義務があります。

また、通常の家賃に割増賃料が加算されます。

※収入超過者の家賃の計算方法

本来家賃＋（同規模の民間賃貸住宅家賃相当額－本来家賃）×割増率
加算後の家賃は、同規模の民間賃貸住宅家賃相当額を上限とします。

※割増率は、年度区分により下表のとおりです。

収入分位	政令月収（円）	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目～
Ⅴ	158,001～186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
Ⅵ	186,001～214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
Ⅶ	214,001～259,000	1/2	1	1	1	1
Ⅷ	259,001～	1	1	1	1	1

●高額所得者

5年以上入居し、最近2年間の政令月収が313,000円を超える世帯です。家賃については、同規模の民間賃貸住宅家賃相当額となります。

また、公営住宅法第29条第1項及び公営住宅法施行令第9条第1項により、一定期間後退去していただくこととなります。

13. 家賃

(5) 政令月収の計算方法

- 入居者全員の一年間の所得の合計額を計算します。(次ページ以降参照)
※直近の所得(総所得金額)での算定となります。
- 該当する控除を差し引きます。
- その金額を12ヶ月で割り政令月収を計算します。

$$\text{政令月収} = (\text{世帯全員の年間所得の合計} - \text{控除額の合計}) \div 12$$

(所得)

給与収入の方	給与・俸給・賃金・賞与等の支給された金額(残業手当・家族手当・皆勤手当等)を含む。
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金、または恩給の支給された金額。
事業収入等の方	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得(収入から必要経費を差し引いたもの) 保険の外交・個人(企業)年金の給付金など
計算対象とならない収入	1 遺族年金・障がい年金・生活保護の各扶助費・通勤手当の非課税額・求職者給付金(失業保険)・児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入については、0円とみなします。
	2 入居契約日前までに退職する場合の収入については0円とみなします。
	3 入居資格確認日の時点で、支給額が1ヶ月に満たない収入は0円とみなします。

控除の種類	控除の内容	控除額
親族控除	同居する親族(申込本人は除く)及び遠隔地扶養親族	38万円/1人
特定扶養親族控除	扶養親族(配偶者は除く)及び遠隔地扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	25万円/1人
障がい者控除	障がい者手帳(身体・精神・療育)の交付がされている方がいる場合 ※特別障がい者控除以外	27万円/1人
特別障がい者控除	重度の障がいのある方がいる場合 (身体障害者手帳1~2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A判定)	40万円/1人
寡婦(夫)控除	【寡婦】① 夫と死別または離婚した後婚姻していない方、若しくは夫の生死が不明な方で、かつ、扶養親族または所得が38万円以下の生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者または扶養親族とされている子は除く)がある方 ② 夫と死別した後婚姻していない方か、夫の生死が不明な方で、かつ、合計所得金額が500万円以下の方 【寡夫】 年間所得金額が38万円以下の生計を一にする扶養親族があり、かつ合計年間所得が500万円以下の方	27万円/1人 ※所得が27万円未満のときはその金額
老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10万円/1人

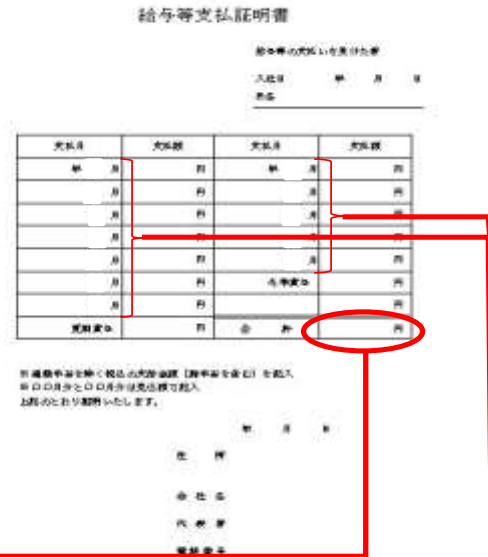
13. 家賃

給与収入の方で
直近1～2年で就労状況が変動（就労開始等）した場合

●勤務先が発行する給与等支払証明書

給与等支払証明書に基づいて年間給与収入金額を計算した後に、下記の表を見て、その年間給与収入金額に対応する年間総所得金額を確認してください。

復興公営住宅の入居募集が開始された前の月までの収入が対象となります。



円 ÷ ヶ月 × 12 = 年間給与収入金額

年間（給与）総収入金額	年間給与所得金額	
0円～ 650,999円	0円	
651,000円～1,618,999円	年間総収入金額－650,000円＝年間給与所得金額	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間総収入金額を4,000で割り、出た数の小数点以下を切り捨て、4,000を掛けて算出した額を右欄の[A]にあてはめる。	
1,800,000円～3,599,999円		[A]×0.6＝年間給与所得金額
3,600,000円～6,599,999円		[A]×0.7－180,000円＝年間給与所得金額
6,600,000円～9,999,999円	[A]×0.8－540,000円＝年間給与所得金額	
10,000,000円～	年間総収入金額×0.9－1,200,000円＝年間給与所得金額	
	年間総収入金額×0.95－1,700,000円＝年間給与所得金額	

13. 家賃

事業収入の方で
継続的に就労されている場合

- 直近の所得税の確定申告書にある総所得金額となります。

事業収入の方で
直近1～2年で就労状況が変動（就労開始等）した場合

- 事業収支明細書における差引純利益の合計額が対象金額となります。
- ・書式は、登録決定後に郵送します。
- ・1円単位までの数字です。
- ・支出は税法上の必要経費です。

収支明細書
(事業所得者用)

1. 事業及び事業内容	
2. 事業所の所在地	
3. 事業開始年月日	平成 年 月 日

〔月別収支内訳〕

	収入の部			支出の部			差引利益 イーロ
			計(イ)			計(ロ)	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

円 ÷ ヶ月 × 12 = 円

13. 家賃

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

継続的に支給されている方

直近1~2年に支給開始となった方

- 公的年金等源泉徴収票にある支払金額が対象となります。

平成●●年分 公的年金等の源泉徴収票

又は居所			
名		生 年 日	1
分	支 払 金 額	源	
3 第1号適用分		円	
3 第2号適用分			
3 第3号適用分			
控除対象配偶者等	控除対象扶養親族の数	障害者の	
有 無 若人控除対象配偶者	特 定 老 人 そ の 他	特 別 (うち同居)	そ
	人 人	人	人
		(内)	(人)

2ヶ月に1度の支給金額×6

年金収入 65歳未満の場合	
年間総収入金額	年間総所得金額
0円～ 700,000円	0円
700,001円～1,299,999円	公的年金総収入－700,000円＝年間総所得金額
1,300,000円～4,099,999円	公的年金総収入×0.75－375,000円＝年間総所得金額
4,100,000円～7,699,999円	公的年金総収入×0.85－785,000円＝年間総所得金額
7,700,000円～	公的年金総収入×0.95－1,555,000円＝年間総所得金額
年金収入 65歳以上の場合	
年間総収入金額	年間総所得金額
0円～1,200,000円	0円
1,200,001円～3,299,999円	公的年金総収入－1,200,000円＝年間総所得金額
3,300,000円～4,099,999円	公的年金総収入×0.75－375,000円＝年間総所得金額
4,100,000円～7,699,999円	公的年金総収入×0.85－785,000円＝年間総所得金額
7,700,000円～	公的年金総収入×0.95－1,555,000円＝年間総所得金額

13. 家賃

(6) 政令月収計算用シート（実際に計算してみましょう）

■ STEP 1 入居世帯の所得（年額）の計算

	所得の種類（給与収入、事業収入、年金収入等）	合計
申込者本人の所得の合計		円
同居親族（ ）さんの所得		円
同居親族（ ）さんの所得		円
同居親族（ ）さんの所得		円
	所得額合計	円

■ STEP 2 控除額の計算

控除の種類		控除の内容	控除額の計算	
1 人 に つき	親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	38万円× 名=	円
	特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	25万円× 名=	円
親 族 控 除 の ほ か に 1 人 に つ き	障がい者控除	障がい者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方がいる場合 ※特別障がい者控除以外	27万円× 名=	円
	特別障がい者控除	重度の障がいのある方がいる場合 （身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A判定）	40万円× 名=	円
	寡婦（夫）控除	【寡婦】① 夫と死別または離婚した後婚姻していない方、若しくは夫の生死が不明な方で、かつ、扶養親族または所得が38万円以下の生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者または扶養親族とされている子は除く）がある方 ② 夫と死別した後婚姻していない方か、夫の生死が不明な方で、かつ、合計所得金額が500万円以下の方 【寡夫】 年間所得金額が38万円以下の生計を一にする扶養親族があり、かつ合計年間所得が500万円以下の方	27万円× 名=	円 ※所得が27万円未満のときはその金額
	老人扶養控除 老人配偶者控除	70歳以上の配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10万円× 名=	円
		控除額合計		円

■ STEP 3 政令月収の計算

$$\left[\begin{array}{c} \text{世帯所得の合計} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{控除額の合計} \\ \text{円} \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{c} \text{政令月収} \\ \text{円} \end{array}$$

政令月収と収入分位の関係

政令月収	収入分位	備 考
0円	I-1	東日本大震災特別家賃低減事業により、管理開始から10年間の家賃低減が図られます。この表の額は1～5年目の想定家賃で、6年目以降は段階的に低減額が減少し、11年目に収入分位Iと同額となります。
1円	I-2	
40,001円	I-3	
60,001円	I-4	
80,001円	I	
104,001円	II	
123,001円	III	
139,001円	IV	
158,001円	V	
186,001円	VI	
214,001円	VII	家族構成、所得の状況によっては数年後近隣の民間家賃と同様の家賃設定となる場合があります。また政令月収が313,000円を超える方は、公営住宅法第29条第1項及び公営住宅法施行令第9条第1項により、一定期間後退去していただくこととなります。
259,001円	VIII	

※計算した政令月収を基に、入居を希望する住宅の家賃の目安【40ページ】をご確認ください。

13. 家賃

(7) 政令月収の計算例

(例1) 夫婦2人世帯で夫が会社員、妻が専業主婦の場合

(単位：円)

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	親族控除
世帯主	55歳	会社員	給与	2,800,000	1,780,000	
妻	52歳	無職	なし	0	0	380,000
						(A) 1,780,000
						(B) 380,000

$$\frac{(A) - (B)}{(1,780,000 - 380,000)} \div 12\text{ヶ月} = 116,666\text{円} \cdot \cdot \text{政令月収 (収入分位II)}$$

(例2) 4人世帯で夫が会社員、妻が専業主婦、二人の子どもがいる場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	親族控除	特定扶養親族控除
世帯主	45歳	会社員	給与	4,000,000	2,660,000		
妻	42歳	無職	なし	0	0	380,000	
子	17歳	高校生	なし	0	0	380,000	250,000
子	13歳	中学生	なし	0	0	380,000	
						(A) 2,660,000	(B) 1,390,000

$$\frac{(A) - (B)}{(2,660,000 - 1,390,000)} \div 12\text{ヶ月} = 105,833\text{円} \cdot \cdot \text{政令月収 (収入分位II)}$$

(例3) 高齢単身世帯で、年金収入のみの場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	
世帯主	70歳	無職	厚生年金	1,000,000	0	
						(A) 0
						控除なし
						(B) 0

0円・政令月収 (収入分位I-1)

東日本大震災特別家賃低減事業により、管理開始から10年間、家賃低減が図られます。6年目以降は段階的に低減額が減少し、11年目に収入分位Iと同額となります。

(例4) 高齢世帯で夫婦共に年金収入のみの場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	親族控除	老人配偶者控除
世帯主	75歳	無職	国民年金	800,000	0		
妻	72歳	無職	国民年金	700,000	0	380,000	100,000
						0	480,000

0円・政令月収 (収入分位I-1)

東日本大震災特別家賃低減事業により、管理開始から10年間、家賃低減が図られます。6年目以降は段階的に低減額が減少し、11年目に収入分位Iと同額となります。

所得金額より控除金額が大きいため、政令月収は0円となります。

13. 家賃

(例5) 夫婦2人世帯で夫婦共に会社員の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	親族控除
世帯主	32歳	会社員	給与	2,800,000	1,780,000	
妻	28歳	会社員	給与	2,300,000	1,000,000	380,000
					(A)2,780,000	(B) 380,000

$$(A) - (B) \\ (2,780,000 - 380,000) \div 12ヶ月 = 200,000円 \cdot \cdot \text{政令月収 (収入分位V)}$$

入居時の収入要件はありませんが、3年以上入居し、政令月収が一定の額158,000円（収入分位V）を超える世帯は、収入超過者と認定されます。低額所得者でなくなった収入超過者の世帯は、市営住宅を明渡すよう努力していただく義務があります。また、通常の家賃に割増賃料が加算されます。
【詳細は41ページをご覧ください】

(例6) 4人世帯で、夫婦と子ども2人が学生の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	親族控除	特定扶養親族控除
世帯主	52歳	会社員	給与	2,800,000	1,780,000		
妻	48歳	会社員	給与	2,300,000	1,000,000	380,000	
子	21歳	大学生	なし	0	0	380,000	250,000
子	18歳	高校生	なし	0	0	380,000	250,000
					(A)2,780,000	(B)1,640,000	

$$(A) - (B) \\ (2,780,000 - 1,640,000) \div 12ヶ月 = 95,000円 \cdot \cdot \text{政令月収 (収入分位I)}$$

(例7) 4人世帯で、夫婦共に会社員、子どもが会社員と学生の場合

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	親族控除	特定扶養親族控除
世帯主	52歳	会社員	給与	4,000,000	2,660,000		
妻	48歳	会社員	給与	2,300,000	1,000,000	380,000	
子	21歳	会社員	給与	2,800,000	1,780,000	380,000	
子	18歳	高校生	なし	0	0	380,000	250,000
					(A)5,440,000	(B)1,390,000	

$$(A) - (B) \\ (5,440,000 - 1,390,000) \div 12ヶ月 = 337,500円 \cdot \cdot \text{政令月収 (収入分位VIII)}$$

入居時の収入要件はありませんが、5年以上入居し、最近2年間の政令月収が313,000円を超える世帯は、高額所得者と認定されます。家賃については、同規模の民間賃貸住宅家賃相当額となり、一定期間後退去していただくこととなります。
【詳細は41ページをご覧ください】

14. 家賃以外の経費

◆ 敷金

復興公営住宅の敷金は、全額免除となります。

◆ 駐車場使用料

駐車場使用料の目安については、次のとおりです。

- 共同住宅、または戸建住宅及び長屋住宅で住宅敷地外に駐車場区画を設けている場合で、駐車場の使用を希望する世帯は別途契約が必要となります。
 - ・旧市市街地部 1台あたり 月額3,000円～4,000円程度
 - ・上記以外 1台あたり 月額1,000円～2,000円程度
- 戸建住宅及び長屋住宅で住宅敷地内に駐車スペースがある場合は、駐車場としての使用の有無に関わらず、家賃に含まれます。



◆ 共益費

共益費については、次のとおりです。

廊下・階段等の照明に係る電気料など、入居者の共同利用に係る共用施設の維持管理に要する費用について、各住棟の自治会等で決定します。

15. 申込書類及び記入例

◆ 申込書

- ・ 個別（1世帯）での登録申込みの場合
登録申請書及び添付書類
- ・ グループでの登録申込みの場合
世帯毎に登録申請書及び添付書類を提出していただき、グループで1枚グループ登録申請書が必要となります。詳しくは事前登録相談窓口までお問い合わせください。

◆ 添付書類

- ・ り災証明書の写し
- ・ 家屋取壊しを証明する書類の写し（り災判定が大規模半壊及び半壊の方のみ）
例）解体証明書（※1）
- ・ 抽選における優遇措置を証明する書類（抽選における優遇措置の詳細については10、11ページ）

※1 滅失登記のために解体事業者が作成する証明書

◆ 登録申請書

The image shows a detailed registration application form. It includes sections for applicant information, household details, and a table for listing household members. The table has columns for name, sex, date of birth, and relationship to the head of household. There are also sections for disaster relief measures and other relevant information.

◆ グループ登録申請書

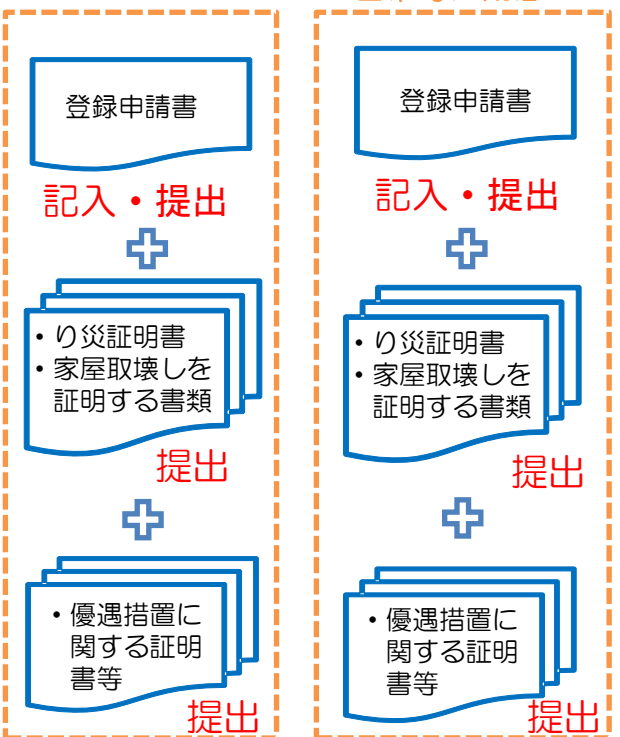
希望者に送付いたしますので、お問い合わせください。

◆ 登録申込みの際必要となる書類

個別登録の場合

グループ登録の場合

世帯毎に用意



グループで1枚

グループ登録申請書

代表者が
記入・提出

15. 申込書類及び記入例

◆登録申請書の記入例

登録申請書（左側）

(様式第1号)
石巻市長あて

受付印

申請日の日付を記入してください

石巻市防災集団移転団地・復興公営住宅移転者登録申請書

防災集団移転団地・復興公営住宅事前登録制度要綱第4条の規定に基づき、移転者登録を申請します。申請書の記載内容が事実と異なるときは、申込み及び登録を取消しされても異議ありません。

申請日：平成25年10月24日

ふりがな	いしのまき たろう		移転者登録番号 (※市役所使用欄)				
①代表者氏名	石巻 太郎		電話 番号	0225 (22) 0000			
③被災時の住所	〒 986-0024 石巻市川口町〇丁目〇番〇号						
④現在の住所 (現在お住まいの住所)	〒 986-0000 石巻市〇〇町〇〇番地 仮設〇〇団地〇〇号						
⑤登録する親族等	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	⑥通学学校名 (小中学校のみ)	
	代表者と同じ	本人	M. T. S. H 42. 8. 8	46	男 女		
	いしのまき さくらこ 石巻 桜子	妻	M. T. S. H 45. 3. 3	43	男 女		
	いしのまき あきら 石巻 明	長男	M. T. S. H 12. 5. 5	13	男 女	湊中学校	
	いしのまき うめこ 石巻 梅子	母	M. T. S. H 15. 5. 12	73	男 女		
			M. T. S. H			男 女	
			M. T. S. H			男 女	
		M. T. S. H			男 女		
⑦登録資格 (当てはまるものに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 各種補助金・助成金を活用し、住宅を再建していない。 <input checked="" type="checkbox"/> 公営住宅へ入居していない。(仮設住宅扱いを除く) <input checked="" type="checkbox"/> 登録者全員が暴力団員ではない。						

(※市役所使用欄) この欄には記入しないでください。

登録資格	<input type="checkbox"/>	防災集団移転事業	<input type="checkbox"/>	復興公営住宅	<input type="checkbox"/>	全壊	<input type="checkbox"/>	大規模半壊	<input type="checkbox"/>	市街地整備	<input type="checkbox"/>
住宅再建 (要領3条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号	<input type="checkbox"/>	第2号	<input type="checkbox"/>	第3号	<input type="checkbox"/>	公営住宅入居者			
	<input type="checkbox"/>	第4号	<input type="checkbox"/>	第5号	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				

太線の枠内のみ黒のボールペンで記入または☑を付けてください。(消せるボールペンは使用しないでください。)

- ①代表者の氏名(ふりがな)を記入してください。
- ②電話番号を記入してください。(携帯電話でも可能です。)
- ③被災時の住所を記入してください。
- ④現住所を記入してください。郵便物が確実に届く住所を記入してください。
- ⑤入居を予定している親族等の氏名等を記入してください。
※続柄は代表者から見た続柄を記入してください。
※生年月日の略称について
M: 明治 T: 大正
S: 昭和 H: 平成
- ⑥通学学校名
小中学校に通学しているお子様がいる場合は、現在通学している学校名を記入してください。
- ⑦登録資格
当てはまるものに☑をしてください。

15. 申込書類及び記入例

◆登録申請書の記入例

登録申請書（右側）

り災証明書に記載されている世帯員と移転者登録する親族等が異なる場合、その理由を記入してください。原則として、り災証明書に記載されている世帯単位での登録となります。

⑧ 長女の弥生は、結婚したため同居はしません。

⑧登録申請書の親族等とり災証明書の世帯員が異なる場合、その理由を記入してください。（世帯分離については、事前登録相談窓口までお問い合わせください）

（様式第4号）

太線の枠内のみ黒のボールペンで記入または☑を付けてください。（消せるボールペンは使用しないでください）

申請日の日付を記入してください。

受付印

石巻市復興公営住宅登録申請書

石巻市防災集団移転団地・復興公営住宅事前登録制度要綱第7条の規定に基づき、住宅登録します。

申請日：平成25年 9月24日

⑨代表者の氏名（ふりがな）を記入してください。

⑩希望する住宅名を記入してください。（詳細は16～32ページをご覧ください）

⑪希望する型別（LDK）に○を記入してください。（詳細は33～37ページをご覧ください）

⑫ペット共生住戸を希望する場合は○を記入してください。（詳細は15ページをご覧ください）

⑬優先住戸を希望する場合は○を記入してください。（詳細は6ページをご覧ください）

⑭グループ登録を希望する場合は○を記入してください。（詳細は7ページをご覧ください）

⑮津波防御施設用地提供者に該当する場合は○を記入してください。

⑯抽選における優先する事項に該当する場合は○を記入してください。（詳細は10～11ページをご覧ください）

移転者登録番号 （※市役所使用欄）		ふりがな いしのまき たろう					
⑨		代表者氏名 石巻 太郎					
登録 住宅	⑩ 住宅名	⑪ 希望型別（希望するものに○を記入）					
	新渡波A 住宅	1LDK 1人以上	2LDK 2人以上	3LDK 3人以上	4LDK 4人以上	車イス 1LDK 1人以上	車イス 2LDK 2人以上
⑫		■ ペット共生住戸希望（希望する場合に○を記入。登録可能な住宅は限られます。）					
⑬		■ 優先住戸・グループ登録について（希望する場合に○を記入。重複して登録はできません。）					
⑬		優先住戸登録希望	⑭ グループ登録希望（別途申請が必要）				
⑮		■ 抽選にあたり特に優先する事項（該当する場合に○を記入）					
⑮		津波防御施設用地提供者					
⑯		■ 抽選にあたり優先する事項（該当するもの全てに○を記入）					
⑯		優先する事項	加算	記入欄	優先する事項	加算	記入欄
		母子・父子世帯	+1		震災遺族配慮	+1	
		障がい者世帯	+1		地元コミュニティ配慮	+3	
		戦傷病者・原子爆弾被爆者	+1		高齢者世帯	+1	
		生活保護受給者	+1		要介護者配慮	+1	
		ハンセン病療養所入居者	+1		子育て世帯	+1	○
		DV被害者世帯	+1		災害危険区域配慮	+1	○

16. 登録受付窓口

▼常設窓口▼

受付場所	受付期間	受付時間
石巻市役所3階 事前登録相談窓口	9月17日(火) ～11月29日(金)	平日 9:00～17:00 休日開庁日(10/6・20、11/3・17) 9:00～13:00
各総合支所 地域振興課	9月17日(火) ～11月29日(金)	平日 9:00～17:00

▼出張登録会▼

ささえあい拠点センター(4か所開設)			
受付場所	開催数	受付期間	受付時間
開成	第1回	9月30日(月) ～10月4日(金)	平日 9:30～17:00
	第2回	11月5日(火) ～11月8日(金)	
大橋	第1回	10月7日(月) ～10月11日(金)	平日 9:30～17:00
	第2回	11月11日(月) ～11月15日(金)	
大森	第1回	10月15日(火) ～10月18日(金)	平日 9:30～17:00
	第2回	11月18日(月) ～11月22日(金)	
万石	第1回	10月21日(月) ～10月25日(金)	平日 9:30～17:00
	第2回	11月25日(月) ～11月29日(金)	

平成25年9月

実施日	受付時間	実施場所
22 日	9:30～15:00	河北総合センター(ビッグバン)
28 土	13:00～15:00	秋田県生涯学習センター

平成25年11月

実施日	受付時間	実施場所
1 金	9:30～18:00	仙台市宮城野区市民センター
2 土		
3 日	9:30～15:00	
7 木	9:30～19:00	仮設蛇田中央団地集会室
8 金	9:30～19:00	仮設向陽団地集会室
10 日	9:30～15:00	山形市霞城公民館
11 月	9:30～18:00	渡波公民館
12 火		
15 金	9:30～19:00	東京芸術劇場 (シンフォニーホール)
16 土	9:30～15:00	
21 木	9:30～18:00	向陽町コミュニティセンター
23 土	9:30～18:00	蛇田公民館

平成25年10月

実施日	受付時間	実施場所
2 水	9:30～19:00	仮設水押球場団地集会室
3 木	9:30～19:00	仮設追波川多目的団地集会室
9 水	9:30～19:00	仮設押切沼団地集会室
10 木	9:30～19:00	仮設旭化成団地集会室
11 金	9:30～19:00	仮設前山団地集会室
12 土	9:30～15:00	大崎市役所東庁舎
14 月	9:30～15:00	盛岡市中央公民館
16 水	9:30～19:00	仮設城内団地集会室
17 木	9:30～19:00	仮設中津山団地集会室
22 火	9:30～19:00	仮設南境第4団地集会室
23 水	9:30～19:00	仮設南境第7団地南側集会室
24 木		
25 金		
29 火	9:30～19:00	仮設渡波第2団地集会室
30 水		

17. Q&A

事前登録制度についてよくある質問を紹介します

質問	答え
事前登録の申込みをしないで、復興公営住宅に入居できますか？	期間内に必ず登録申込みを行ってください。
一人暮らしの親が申込みに行けないので代わりに息子が行っていいですか？	やむを得ない事情で、窓口に来られない場合は、郵送での登録申込みも可能です。 代理の方がいらっしゃる場合は、委任状とご本人確認ができるもの（免許証等）をご持参してください。
仮設住宅で出張登録会をやるみたいだけど、仮設住宅に住んでいる方しか行けないの？	仮設住宅、ささえあい拠点センターで開催される出張登録会での申込みも可能ですが、駐車場を設けておりませんので、お車のご来場はご遠慮ください。
今妊娠中で、家族が増える予定です。赤ちゃんの分も人数に加えていいですか？	母子手帳で確認できれば、申込人数に加えることができます。
息子が大学で東京に住んでいるが、来年地元で就職しようと考えている。息子の分も一緒に申込んでいいですか？	原則として、今現在、同居されていない場合は一緒に申込みことはできません。
事前登録をしたらすぐに引越してできるの？	実際の移転・入居は平成26年度以降となります。 今回の登録で、入居時期等を把握し、再建に向けた準備をお願いします。
抽選になった場合、抽選会に必ず参加しなければならないのですか？	抽選は、公開で行う予定ですが、参加することが条件ではありません。また、抽選結果を左右するものでもありません。

17. Q&A

復興公営住宅についてよくある質問を紹介します

質問	答え
復興公営住宅と市営（県営）住宅は違うの？	制度としては復興公営住宅は市営（県営）住宅と同じ公営住宅となります。 異なる点としては、復興公営住宅に入居される方は災害によって住居をなくされた方を対象としているところです。 このことから、入居されてからは基本的に市営（県営）住宅と同様となります。
入居するとき連帯保証人は必要なの？	原則として、下記①～③全てに該当する方1名が必要です。 なお、該当する方がいらっしゃらない場合はご相談ください。 ①市内在住の親族 ②入居される方と同等以上の収入を有している ③市営住宅に住んでいない方
家賃の支払い方法は？	家賃は毎月末日までに納付書で納めていただくこととなります。 なお、便利な口座振替も可能ですのでご活用ください。（手続きが必要となります。）
家賃以外で費用が発生するの？	家賃以外で毎月費用が発生するものとして共益費と駐車場使用料（希望する方のみ）が必要となります。（50ページをご覧ください。） なお、通常の市営住宅に入居する際、家賃の3か月分の敷金が必要となりますが、復興公営住宅については全額免除となります。 ※住戸の設備仕様についてはを38ページをご覧ください、必要なものはご準備いただきますようお願いいたします。
復興公営住宅へ入居してからの手続きは何かありますか？	○入居時 通常のお引越と同様、これまで住んでいた住居と復興公営住宅両方の電気、ガス、水道、電話等の手続きが必要となります。また、市役所で住所異動の手続きも必ず行ってください。 ○入居後 家賃を算定するため、毎年、入居されている方全員の現況と収入を申告していただきます。
入居した家族が結婚して転出することになったらどう？	入居している家族に出生、転出、転入、死亡、婚姻または氏名変更等あった場合は速やかに市役所に届出してください。

ご希望の住宅は見つかりましたか？
登録申込みが多い住宅では、抽選により決定となります。

抽選にはずれた際は、他の空いている住宅へ再登録申込みをしていただくこととなりますので、始めにいくつか候補を考えていただくとスムーズです。



黄金浜イメージ



新渡波Aイメージ



中里一丁目イメージ

※現時点での計画を記載してあります。今後の整備状況によっては内容が変更となる場合があります。

お問い合わせ先

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市役所3階 事前登録相談窓口

電話：0225-95-1111

(内線 3981~3983)

0225-90-8041

0225-90-8042